

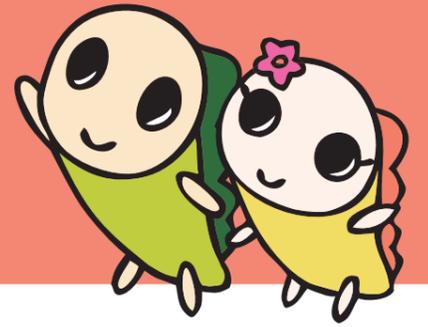


杉並区

この現場で働く皆さまへ

この工事には、杉並区公契約条例による

1人工あたりの最低額が 定められています。



令和6年度 労働報酬下限額

(1日あたり(8時間)に換算した金額) [労働報酬下限額：令和6年3月告示]

No.	職種	下減額	No.	職種	下減額	No.	職種	下減額
1	特殊作業員	25,472円	20	トンネル作業員	26,464円	39	板金工	29,160円
2	普通作業員	22,864円	21	トンネル世話役	34,560円	40	タイル工	24,192円
3	軽作業員	15,840円	22	橋りょう特殊工	29,616円	41	サッシ工	27,360円
4	造園工	23,312円	23	橋りょう塗装工	30,240円	42	屋根ふき工	17,568円
5	法面工	28,440円	24	橋りょう世話役	34,656円	43	内装工	28,176円
6	とび工	28,080円	25	土木一般世話役	27,904円	44	ガラス工	26,912円
7	石工	28,264円	26	高級船員	32,944円	45	建具工	24,216円
8	ブロック工	26,280円	27	普通船員	26,552円	46	ダクト工	24,304円
9	電工	27,096円	28	潜水士	42,480円	47	保温工	23,584円
10	鉄筋工	27,816円	29	潜水連絡員	31,056円	48	建築ブロック工	24,952円
11	鉄骨工	25,200円	30	潜水送気員	30,152円	49	設備機械工	23,760円
12	塗装工	29,432円	31	山林砂防工	27,632円	50	交通誘導員 A	17,104円
13	溶接工	30,424円	32	軌道工	48,960円	51	交通誘導員 B	14,944円
14	運転手(特殊)	26,016円	33	型わく工	27,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が労働者等との合意のもと、見習い・手元等と判断された労働者 ・年金等の受給のために賃金を調整している労働者 		
15	運転手(一般)	21,240円	34	大工	25,920円			
16	潜かん工	31,592円	35	左官	27,720円			
17	潜かん世話役	37,440円	36	配管工	24,304円			
18	さく岩工	32,040円	37	はつり工	25,744円			
19	トンネル特殊工	30,512円	38	防水工	30,784円		12,320円	

注1：杉並区公契約条例では賃金の下限(最低)額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

注2：労働報酬下限額は、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を基に設定しています。

注3：「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていないため、過去に東京都が示した参考値に対し、他の48職種の上昇率を平均して得た割合を乗じて算出しています。

注4：賃金等(基本給相当額+基準内手当+実物給与(通勤用定期支給、食事支給)+臨時の給与)の合計額が、労働報酬下限額以上となっている必要があります。実物給与等が含まれていることから、手取り金額が表に掲げる金額を上回るとは限りません。

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください。

※下限額を下回っている場合は、区又は受託者等に申し出てください。

杉並区公契約 条例とは

杉並区が発注する建築工事や業務委託などの「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境を確保することにより、公共サービスの品質の確保や地域経済の活性化を図ることを目的とした条例です。



杉並区公契約条例や労働報酬下限額等の詳細は左記のQRコードから区公式ホームページをご確認ください。

杉並区総務部経理課契約係

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟5階
TEL 03-5307-0612 FAX 03-3312-2440